

2026年（令和8年）10月21日

福岡県警察本部長 御中

福岡県弁護士会
会 長 池 田 耕一郎
福岡県弁護士会人権擁護委員会
委員長 中 山 篤 志

要 望 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置を採ることとしております。

この度、●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴県警本部に対して下記のと通りの要望をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

記

障がい者に対する合理的配慮の提供について、「福岡県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（通達）」第5条及び第8条に基づき、さらなる研修の実施や日常の執務を通じた指導の強化等、所属警察職員に対する指導を徹底すること

以 上

別紙

要望の理由

第1 当事者

1 申立人

●

2 相手方

- (1) 相手方1 (人権侵害者) 筑紫野警察署の警察官約8名 氏名不詳
- (2) 相手方2 筑紫野警察署
元署長 ● (本件当時)
前署長 ● (令和5年3月7日付就任)
- (3) 相手方3 福岡県警察本部 本部長 ● (本件当時)
- (4) 相手方4 日本国

第2 申立の趣旨

- 1 相手方2筑紫野警察署に対し、相手方1警察官約8名が2022年(令和4年)8月19日に申立人の自宅マンション1階自宅居室扉から無断で居室内に立ち入って申立人を保護した職務執行が、警察官職務執行法1条、3条及び6条に反し、申立人の生命及び身体の安全(憲法13条、31条、33条、34条及び36条)並びに財産及び住居の安全(憲法22条、29条、31条、35条)を害する人権侵害であるとの警告を求める
- 2 相手方3福岡県警察本部に対し、前項と同種事案の再発を防止するため、所属警察職員に対する指導を徹底するよう勧告を求める
- 3 相手方4日本国に対し、警察官職務執行法3条の「精神錯乱者」に対する「保護」が濫用される危険を回避するため、同条文の改廃を含む見直しをするよう要望する

第3 調査の経過

- 1 2023年(令和5年)7月13日 当委員会にて申立受付
- 2 2023年(令和5年)9月27日 相手方2への調査協力依頼
- 3 2023年(令和5年)11月29日 相手方3の回答
- 4 2023年(令和5年)12月15日 本調査開始
- 5 2025年(令和7年)7月4日 相手方3への調査協力依頼
- 6 2025年(令和7年)7月30日 申立人及び妻の面談聴取
- 7 2025年(令和7年)9月30日 相手方3の回答
- 8 2025年(令和7年)10月30日 太宰府郵便局長からの聴取

第4 認定事実

- 1 申立人は、ゆうパックの箱を買うために太宰府郵便局を訪れた。申立人は窓口カウンターでの局員とのやりとりの途中で苛立つ様子となり、パーテーションの外から現金受け渡し用トレイに向かって硬貨を投げつけた。投げられた硬貨のうち少なくとも1枚は、トレイに当たってカウンター内へ跳ね、カウンターから離れた棚の隙間に挟まっていた。局員数名が上記硬貨を探していたところ、局内に響き渡る程の大声で「何をしているんだ」と叫び、バンバンと両手でカウンターを何度も叩いた。申立人の後ろに並んでいた客が英語で上記硬貨

を探していることを説明したが、申立人は、1本あたり5.5kgの重量のあるポールを2本ともに持ち上げ、2本一緒に右肩まで振り上げ、その場に雑に置いた。申立人は、なおも大声を発し、カウンターをバンバンと叩く等の言動を継続したため、その最中に、局員が110番通報をした¹。申立人は、その後も、大声やカウンターを叩く等の言動をした後、郵便局を出た。申立人は大柄で体格がいいので、局員は恐怖感を抱いており、泣いている者もいた（2025年（令和7年）10月30日太宰府郵便局聴取）。

- 2 その後、相手方の警察官2名が、●交差点方向に歩く申立人に対して、職務質問を行うため声がけを行ったが、申立人は職務質問に応じることなく歩き続けた。そこで、太宰府市五条●丁目●ビル前路上で、相手方警察官が申立人の前に手を差し出して停止を求めたところ、申立人は立ち止まらず、相手方警察官の手が申立人に触れると、相手方警察官に対し「さわるなー」と叫んだ（2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。太宰府郵便局から相手方警察官が停止を求めた上記路上までの距離は約140m、徒歩約2分前後である（グーグルマップ）。

相手方警察官が「家はどこか」「家に誰がいるか」との旨を質問すると、申立人は後に申立人の自宅があることが判明したマンションを指差して、当該マンションが自宅であるとの説明をした（2022年（令和4年）10月25日申立人陳述録取報告書、2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）。

- 3 申立人は、マンション共用玄関まで移動し、エントランスのインターホンを押したが、エントランスは直ちに開錠されなかった（2022年（令和4年）10月25日申立人及び申立人妻陳述録取報告書）。共用玄関前で申立人は泣き叫ぶような声を発しており、1階の自宅居室内にいた申立人の妻は、インターホン越しにそれを聞いた（2022年（令和4年）10月25日申立人及び申立人妻陳述録取報告書）。相手方警察官が停止を求めた上記路上から自宅マンションまでの距離は約190m、徒歩約3分前後である（グーグルマップ）。
- 4 その後、申立人の妻が1階の自宅居室の玄関ドアを開けて共用玄関に行くと、エントランスのガラス扉越しに申立人と相手方警察官2名が立っていた。申立人の妻がオートロックを開錠すると、申立人は怒った様子で興奮しながらマンション内の共用廊下に入り、そのまま1階の自宅居室内に入ってしまった。相手方警察官2名は申立人の後を追ってマンション内の共用廊下に入り1階の居室前まで移動した。この際、相手方警察官は申立人や妻の明示の許諾を得ていない（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日及び2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）。
- 5 その後、別に数名の警察官が上記マンションに到着し、また、サイレンを鳴らしながらパトカー1台が到着した。居室前の共用廊下に5名以上の警察官が集まり、申立人の妻が警察官らに应对した（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取書）。

¹ 2022年（令和4年）8月19日午後1時21分頃、相手方筑紫野警察署（以下「相手方」という。）が「太宰府郵便局内で外国人男性が椅子を振り回して暴れている。局員が対応中。電話奥で対象者と思料される男性の叫び声」との110番通報を受理した（2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。

申立人の妻は「私がまず申立人と話すので待って下さい」「警察官がいると興奮するので私が話を聞きます」旨を告げて、施錠せずに居室玄関ドアを閉め、居室内に入った²。相手方警察官は、申立人の妻が上記発言をしてから約2分間、居室外で居室の玄関ドア前付近に待機した³（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日及び2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）。

- 6 申立人は、居室内にて、妻に対し声を荒げて説明していたところ、申立人や妻の許諾を得ることなく、相手方警察官8名が居室内に立ち入った（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。

申立人は相手方警察官を指さしながら「イチ人、二人、サン人（ワン、ツー、スリー、フォー）」等と声を出して数え始めた⁴（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。申立人は、身長約190cmの大柄な男性であり、極度の興奮状態にあったことから、相手方警察官は、午後1時32分頃、5名で分担して、申立人の右腕、左腕、右足、左足、腰の各部位を押さえて制止し、申立人を居室奥のリビングの床に押さえつける有形力を行使し、さらに、戒具（手錠）を使用する等の措置を講じた（2023年（令和5年）11月29日相手方3回答、申立書添付保護カード）。

妻は相手方警察官らに対し「ちょっと待って下さい」等と申し立てた。相手方警察官は申立人の妻に対し「台所に包丁がある」旨の発言をした。申立人の子2名は、リビングの手前の部屋におり、怖がっていた（2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。

申立人は意識を喪失⁵し、相手方警察官に自宅玄関ドアから外に運び出され、その後、申立人は病院に救急搬送された（2022年（令和4年）10月25

² 申立人は、自宅居室玄関前で申立人の妻が相手方警察官と応対している際、申立人の妻が相手方警察官に対し、申立人が病気であるとかADHDである等の発言をしたと述べている。しかし、相手方がこれを否定していること、この時相手方警察官から申立人の妻に対する病名やADHDに関する具体的なやりとりが見られないことに鑑みると、少なくとも相手方警察官がこの時点で申立人がADHDであることを適切に認識していたとは認め難い（相手方は、申立人の保護に着手後、申立人を搬送する際に上記発言があったと述べている）。

³ 相手方は、自宅居室玄関前で待機していた時、居室のドア越しでも分かる位に室内から「ウォー、ウォー」という申立人の大きな叫び声と「ドン」という大きな物音が聞こえたと述べているが、申立人はこれを否定しており、認定できない（2023年（令和5年）11月29日相手方3回答、2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取書）。

⁴ 相手方は、申立人が室内にもかかわらず唾を吐きながら相手方警察官に近付いて来て、相手方警察官が申立人に対して「落ち着きなさい」と警告したが、申立人は極度の興奮状態で両腕を振り回しながら、相手方警察官に掴みかかる等したと述べているが、申立人はこれを否定している（2023年（令和5年）11月29日相手方3回答、2025年（令和7年）7月30日 申立人及び妻の面談聴取）。

⁵ 申立人の意識喪失の時期は明らかでないが、相手方は、申立人が激しく抵抗を続けたため戒具（手錠）を使用したと述べていることもあり、申立人が意識を喪失した後に警察官が戒具（手錠）を使用したとまでは認定できない。また、相手方は、申立人の意識喪失直後、警察官

日申立人妻陳述録取報告書、2023年（令和5年）11月29日相手方3回答）。申立人の薬物服用はなかった（申立書添付保護点検表）。

7 申立人はADHD（注意欠陥・多動性障害）やパニック障害等の障がい（発達障害を含む）を有している（申立書添付患者診療記録、2022年（令和4年）10月25日申立人妻陳述録取報告書）。申立人は特性上、ストレスを感じたり、思っていることが伝わらないと、感情の高まりや興奮を起こしやすく、落ち着くには一人の時間を要し、また、落ち着くまでに時間がかかるとの特性がある（2025年（令和7年）7月30日申立人及び妻の面談聴取）。

8 なお、相手方3は、「福岡県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（福警務部第736号、令和4年12月14日）に則り、年1回、警察署の教養担当者、窓口業務担当者、交番勤務員等、警察本部等の教養担当者、その他希望者を対象として、発達障害に関する研修会等を実施し、発達障害の種類、特徴、配慮例等について教養・啓発している。また、障がいのある人の人権に配慮した警察活動への取り組みのマニュアルを作成・掲載等している（2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）。

それもあってか、相手方3は、相手方警察官らは申立人が何らかの原因で興奮状態にあるものと考えたが、その原因として発達障害の可能性について排除していたものではないと回答している（2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）。しかし、同警察官らの申立人及び同人の妻に対する対応の仕方に照らして、容易くその旨認定することはできない。特に、妻が「私がまず申立人と話すので待って下さい」「警察官がいると興奮するので私が話を聞きます」旨を告げたことから、暫時玄関ドア前付近に待機したにもかかわらず、結局は、申立人が興奮する理由について妻に質問することもしないまま（2025年（令和7年）9月30日相手方3回答）、申立人方に大勢で立ち入り、申立人を押さえつけ手錠までかけていることに照らせば、上記回答をそのまま鵜呑みにすることはできない。

第5 判断

1 警察官職務執行法について

申立人はADHDやパニック障害等の障がいを有する者であるところ、相手方警察官は、申立人や妻の明示の許諾なく、マンション共用部、さらに居室内に立ち入っており、その後、身体拘束、保護に及んでいることから、申立人は、このような相手方警察官らの行為が警察官職務執行法1条、3条及び6条に反し、申立人の生命及び身体の安全（憲法13条、31条、33条、34条及び36条）並びに財産及び住居の安全（憲法22条、29条、31条、35条）を害する人権侵害であると主張する（申立の趣旨1）。

この点、相手方警察官による一連の行為には多大な疑義があるが、現行の警察官職務執行法の解釈からは、直ちに違法とまで断定することができないことから、同法違反に関する申立てについては採用しないとの結論に至った。

が申立人が静かに呼吸していること及び受傷部位がないことを確認し、救急隊が到着するまでの間、呼びかけを実施したと述べているが、申立人の意識喪失直後にこれを行ったとまでは認定できない。

また、申立人は、警職法3条の「精神錯乱者」に対する「保護」が濫用される危険を回避するため、同条文の改廃を含む見直しをするよう要望する（申立の趣旨3）が、本件の一事をもって直ちに当該法条の見直しを促すについても同様である。

2 障害者差別解消法の観点

(1) はじめに

もっとも、本件では、相手方警察官の職務執行がADHDやパニック障害等の障がいをもつ申立人の興奮状態を招来して、職務質問が困難な状態となり、申立人居室内に大人数が立ち入ったことで、さらなる興奮状態を惹起して申立人の制圧を要する事態を招来し、最終的に意識消失等の結果を招いていると考えられる。

そこで、障害者差別解消法の観点から、この一連の経緯において、上記障がいをもつ申立人に対する相手方警察官の合理的配慮の提供義務が履践されていなかったのではないかが問題となる。

(2) 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供義務

憲法13条は、個人の尊厳と生命、自由及び幸福追求の権利を保障し、国家権力は「最大の尊重」を必要とするとしており、憲法14条は、障害を含むあらゆる属性を理由とした不合理な差別的取扱いを禁止している。

そして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）や「福岡県障がいをもつ者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の趣旨にのっとり、「福岡県警察における障がいをもつ者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（通達）」（福警務部第736号令和4年12月14日）では、不当な差別的取扱いの禁止（3条）や合理的配慮の提供（4条）が義務付けられている。

そして、上記通達の第5条では、所属長の責務として、障がいをもつ者を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならないとされている。

- ① 日常の執務を通じた指導等により、障がいをもつ者を理由とする差別の解消に関し、所属職員の注意を喚起し、障がいをもつ者を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- ② 障がい者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- ③ 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

さらに、上記通達の第8条では、警察本部長は、障がいをもつ者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な教養・啓発を行うものとし、また、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとするとしている。

実際に、相手方福岡県警察本部は、発達障害に関する研修会等を実施し、発達障害の種類、特徴、配慮例等について教養・啓発し、また、障害のある人の人権に配慮した警察活動への取組のマニュアルを作成・掲載等しているとのことである。

(3) 合理的配慮の提供義務違反

本件において、相手方筑紫野警察署は、申立人に関し、「太宰府郵便局内で外国人男性が椅子を振り回して暴れている。局員が対応中。電話奥で対象者と思料される男性の叫び声」との110番通報を受理している。

また、相手方警察官が職務質問を求めた際に、成人男性である申立人は、相手方警察官の手が触れると「さわるなー」と叫んだり、自宅マンション共用玄関前で泣き叫ぶような声を発したりする一方、申立人の妻がオートロックを開錠すると、怒った様子で興奮しながらマンション内の共用廊下に入る等、自身の情動の制御が困難であることを窺わせる挙動をしていた。

さらに、相手方警察官は、自宅居室前で、申立人の妻から「私がまず申立人と話すので待ってください」「警察官がいると興奮するので私が話を聞きます」旨を告げられている。

そこで、相手方警察官は、少なくとも自宅居室前で申立人の妻と応対した時点で、（仮に申立人の妻からADHD等の診断名を告げられていなかったとしても）申立人の何らかの障害の可能性を察知し得たというべきである。

また、相手方警察官は、申立人の妻から「私がまず申立人と話すので待ってください」「警察官がいると興奮するので私が話を聞きます」旨を告げられており、合理的配慮の提供の申出がなされていた。

したがって、相手方警察官は、自宅居室前で申立人の妻と応対した時点で、短時間でも申立人の妻から申立人の障害に関する具体的な情報を積極的に質問・聴取する等して、ADHD等の申立人の障害やその特性を察知するように努め、できる限り障害に起因する申立人の興奮や抵抗等の惹起を回避し、居室内という私的空間への立入りや身体制圧等の権利制限を防止するべきであったところ、このような措置をしたとはいえない。また、当該措置が相手方警察官にとって過重な負担であったとも言い難い。

以上より、申立人の障害や特性を察知するための相手方警察官の措置は不十分であったと言わざるを得ず、申立人に対する合理的配慮の提供義務が尽くされていたとは認められない。

(4) 要望の必要性

前述の通り、「福岡県警察における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（通達）」の第5条では、所属長の責務として、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、同条各号所定の事項を実施しなければならないとされている。

また、上記通達の第8条では、警察本部長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な教養・啓発を行うものとし、また、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとするとしていている。

相手方福岡県警察本部は、発達障害に関する研修会等やマニュアルの作成・掲載等を実施しているとのことであるが、今後、特に最前線の現場の警察官において、本件と同種事案の再発を防止するため、障がいの特性に対する理解・スキル等をさらに高め、障がい者に対する合理的配慮の提供について徹底する必要があるというべきである。

そこで、相手方福岡県警察本部は、上記通達に則り、障がいを理由とする差別の解消の推進のため、さらなる研修の実施や日常の執務を通じた指導の強化等、所属警察職員に対する指導を徹底する必要があると思料する。

第6 結論

以上より、本要望をするに至った。

以 上